

別表1 産地収益力向上支援事業 (第2の1の(1)から(7)関係)

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助要件	補助率
I 一般地区推進事業	(略)	(略)	(略)	(略)
II 有機農業地区推進事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本事業の推進に関する検討</li> <li>2 有機農業における販売企画力強化に関する取組</li> <li>3 有機農業における生産技術力強化に関する取組</li> <li>4 有機農業における人材育成力強化に関する取組</li> </ol>	<p>有機農業協議会 (市町村等の区域において、生産局長が別に定める要件を満たすもの。)</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産局長が別に定める内容を記載した産地収益力向上プログラムが策定されていること。</li> <li>2 事業内容欄の1及び2から4までの取組のうち、いずれか二つ以上必ず行うこと。</li> <li>3 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。</li> <li>4 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。</li> <li>5 産地内の農業産出額が適正に算出されることが見込まれること。</li> <li>6 事業が3年間継続して実施され、又は実施されることが確実であると見込まれること</li> <li>7 生産局長が別に定める要件を満たしていること。</li> </ol>	<p>定額</p>
III 地域作物支援地区推進事業 Ⅶ 食肉等流通合理化地区事業	(略)	(略)	(略)	(略)